

【保証事項】

内定者が甲への入職前に内定を辞退した場合、または、入職日以降3年を経過しないうちに当人の自己都合で退職した場合、原則として次の要領にて対応、もしくは返金を保証する。但し、特殊要因による場合は協議の上金額を決定するものとする。

(1) 入職前の内定辞退の場合

別の人材を紹介、もしくは紹介料を全額返金するものとする。

(2) 入職後3カ月以内の退職の場合

紹介料を全額返金するものとする

(3) 入職後4カ月目から12カ月以内の退職の場合

紹介料の50%を返金するものとする

(4) 入職後13カ月目から24カ月目以内の退職の場合

紹介料の20%を返金するものとする

(5) 入職後25カ月目から36か月目以内の退職の場合

紹介料の10%を返金するものとする